

## 児童相談所ではこんな相談を受けています。

保護者の病気や死亡、家出、失踪、出産などにより子どもを育てられない等の相談。

子どもを施設に預けたい。通所訓練を受けさせたい。

愛護手帳などの福祉制度を活用したい。

わがまま、落ち着きがない、友達がいない、いじめや不登校などの相談。

知的に遅れているのではないか、言葉が遅いのではないか、自閉症ではないか、

といった相談。

暴力、万引き、家出、性非行、薬物中毒などの相談。

里親に関する相談。

## 相談の種類と内容

相談の種類		内 容
養 護 相 談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談

障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談 （言葉の遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、該当種別として取り扱う）
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する
育成相談	12. 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談 非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15 上記のいずれにも該当しない相談